

自治体の意向を十分反映した地域医療構想の早期策定について

【社会環境部会】

現在、県において策定中の「地域医療構想」は、各地域における医療機関の機能分担を進め、超高齢社会に向けた医療体制の整備を図る計画で、計画の推進にあたっては、都道府県に対し地域の病床機能（基準病床）と財源（基金）をコントロールする役割・権限が付与されるものである。

一方、自治体病院及び自治体の保健医療施策は、それぞれの地域特性や住民ニーズを踏まえ現在に至っており、こうした各地域の実情と相反するような一方的な機能分担は、自治体病院及び自治体運営に大きな悪影響が生じるほか、地域医療の後退にも繋がる懸念がある。

については、地域医療構想の策定及び推進にあたって、基礎的なデータに基づき、県全体の医療における公立病院の役割等を明確にした上で、地域の実情を的確に踏まえた構想となるよう、自治体の意向を十分に反映できる体制を構築されるとともに、手厚い財政措置を講じるよう努められたい。

また、「地域医療構想」は、「公立病院改革ガイドライン」において、公立病院改革プランの上位に位置付けられているため、公立病院改革プラン策定時期（平成27～28年度）の中で早期に策定されたい。